

令和 5 年 3 月 29 日

令和 4 年度スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金追加予算措置に伴う追加補助の実施について

一般財団法人宮城県建築住宅センター

理事長 三浦 俊徳

スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金交付要綱第 21 条の規定により、補助金の追加補助について、以下のとおり定めます。

1 概要

昨今の電気料金の値上がり等が背景にあると考えられる多数のお申込みをいただいたことを受け、宮城県の令和 4 年度 2 月補正予算により、「宮城県スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金」の追加予算措置がなされることとなりました。

については、宮城県から追加交付を受けた補助金の範囲内で、令和 4 年度スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金において繰り上げ待ちとなっている二次募集及び三次募集（以下二次及び三次と言います）の申込者の一部を対象に、追加で補助を実施いたします。

なお、繰り上げ待ちの方が対象となりますので、新たな募集及び抽選は実施いたしません。

2 追加補助の対象者

令和 4 年度スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金の二次または三次に申込み、繰り上げ待ちとなっている申込者が対象です。繰り上げに該当する申込者には、3 月 31 日（金）までに通知（本人申込の場合は本人宛に郵送で、代理申込の場合は代理者宛てにメールにて）いたします。

また、当センターウェブサイトにおいても、受付番号別に繰り上げ該当者の情報を掲載いたします。

3 追加補助の内容

本追加補助については、補助の要件、補助対象設備等、補助額その他の事項について、令和 4 年度スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金交付要綱の規定を適用いたします。

4 繰り上げの方法

本追加補助については、三次が二次と比較して、繰り上げ待ちが著しく多く発生していることを勘案し、以下のとおり実施します。

(1)繰り上げの方法

はじめに、三次の落選率（予算額に対する有効受付総額の割合）を、二次と同等まで引き下げるため、三次の繰り上げ待ち申込者を対象に、受付後に実施した抽選において決定した繰り上げ順位に従って、繰り上げ補助を実施します。二次と三次の落選率が概ね同等となり、さらに予算に余りがある場合は、その時点でも繰り上げ待ち申込者が多いと想定される三次の繰り上げ待ち 1 番、二次の繰り上げ

待ち1番の順で、予算が無くなるまで交互に繰り上げます。

(2)審査対象通知書受領後の手続き

令和4年度スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金と同じです。申請書類一式の提出期限等については、別途センターが通知いたします。

【上記の追加補助実施による落選率改善効果の予想】

落選率（（交付予定（決定）補助額＋繰上げ待ち補助申請額）÷予算額）

	3月27日現在	①落選率引き下げ	②残予算による繰り上げ
一次募集 落選率	91%	91%	91%
二次募集 落選率	134%	134%	134%→123%
三次募集 落選率	211%	211%→134%	134%→124%

5 追加補助の注意事項

今回の追加補助により補助金が交付されなかった場合の、さらなる追加募集や次年度中の救済措置は予定されていません。